

# 平成 30 年度 西宮市参画と協働のまちづくり 取組状況報告書

## 参画と協働のまちづくり



参画と協働のシンボルマーク

西宮市 市民局 コミュニティ推進部 市民協働推進課



## はじめに

近年、地域課題や市民ニーズの多様化、少子高齢化や核家族化の進展、市民のライフスタイルの変化に伴い、行政だけでは対応困難な課題が増加しています。市民の皆さんが元気でいきいきと暮らし、より豊かで充実した毎日を過ごすことができる、そのようなまちづくりを進めていくためには、市民参加の機会確保や市民協働を通じて、市民の皆さんが持つ豊かな知識や経験を市政運営等に生かしていくことが重要になります。

西宮市では、参画と協働のルールや仕組みを整えるとともに、市民の皆さんに分かりやすいものとするため、平成 21 年 4 月に「西宮市参画と協働の推進に関する条例」（以下「条例」といいます。）を全面施行しました。条例にもとづき、毎年様々な参画と協働の取組が行われています。

本報告書は、条例第 17 条第 2 号にもとづき、参画と協働の取組状況を取りまとめたものです。この報告書をご覧いただいた皆さんが、参画と協働の取組に関心を抱き、市政への参画や市との協働に取り組んでいただくことで、今後、参画と協働の輪が更に広がることを期待しています。

### <報告書の内容>

#### I 参画の取組

- |                  |       |     |
|------------------|-------|-----|
| 1 計画等の策定に係る参画の取組 | ..... | P.2 |
| 2 附属機関           | ..... | P.4 |

#### II 協働の取組

- |                                |       |      |
|--------------------------------|-------|------|
| 1 未来づくりパートナー事業（西宮市協働事業提案制度）の実施 | ..... | P.6  |
| 2 市の機関による協働の取組状況               | ..... | P.12 |

#### III 参画と協働の啓発の取組

- |             |       |      |
|-------------|-------|------|
| 1 講演会の開催    | ..... | P.13 |
| 2 参画協働研修の開催 | ..... | P.13 |
| 3 新入職員研修    | ..... | P.14 |

#### IV その他の取組

- |                          |       |      |
|--------------------------|-------|------|
| 1 西宮市参画と協働の推進に関する条例評価委員会 | ..... | P.15 |
| 2 まちづくり支援自販機             | ..... | P.17 |

- |                       |       |      |
|-----------------------|-------|------|
| <参考>西宮市参画と協働の推進に関する条例 | ..... | P.18 |
|-----------------------|-------|------|

# I 参画の取組

## 1 計画等の策定に係る参画の取組

### ①説明会等の実施（条例第7条関係）

計画等の素案の策定にあたり、説明会、策定委員会（附属機関）、ワークショップ、アンケートなど、市民、関係者及び関係団体等の意見を聴く機会を設け、そこで寄せられた意見を参考にして、計画等の素案の作成を行いました。

### ②意見提出手続（パブリックコメント）（条例第6条関係）

意見提出手続（パブリックコメント）とは、市の基本的な計画や条例等の資料をあらかじめ公表し、広く市民等に意見の提出を求める制度です。提出いただいた意見及びその意見に対する市の考え方を公表するとともに、意見を考慮して案の作成を行いました。

<平成30年度実施結果>

No.	案 件 名	提出者数	提出意見数	提出意見の状況		
				反映件数	今後の参考意見	その他意見
1	(仮称)西宮市まちづくり基本条例(制定)	2人	7件	4件	0件	3件
2	西宮中央運動公園及び中央体育館・陸上競技場等再整備基本計画	53人	94件	0件	23件	71件
3	第5次西宮市総合計画	52人	132件	3件	80件	49件
4	西宮市文化振興ビジョン第2期	6人	26件	1件	12件	13件
5	第2次西宮市人権教育・啓発に関する基本計画	2人	17件	9件	3件	5件
6	西宮市一般廃棄物処理基本計画	1人	4件	0件	3件	1件
7	西宮市男女共同参画プラン	13人	83件	16件	25件	42件
8	西宮市学校施設長寿命化計画	3人	6件	0件	2件	4件
9	西宮市卸売市場再生整備事業	1人	1件	0件	1件	0件
10	第3次西宮市産業振興計画	9人	17件	5件	5件	7件
11	西宮市働きやすいまちづくりプラン	4人	11件	1件	1件	9件
12	西宮市スポーツ推進計画後期計画	5人	9件	0件	8件	1件
13	第3次西宮市環境基本計画	7人	46件	2件	24件	20件
14	西宮市立図書館事業計画	12人	49件	0件	16件	33件
15	西宮市子供読書活動推進計画	11人	18件	0件	6件	12件

16	西宮市産業振興基本条例(制定)	13人	15件	6件	1件	8件
17	第5次西宮市情報化推進計画	7人	32件	5件	20件	7件
18	西宮市道路整備プログラム	3人	3件	0件	2件	1件
19	西宮市農業振興計画(西宮市都市農業振興基本計画)	5人	9件	0件	9件	0件
合 計		209人	579件	52件	241件	286件

※ 上表のうち「反映件数」とは、提出された意見のうち、計画等に反映された意見数をいいます。

※ 各案件の実施結果については、市のホームページ（トップページ > 市政情報 > 参画と協働・市民活動 > 意見提出手続（パブリックコメント）を過去に実施した案件）で公表しています。

## 2 附属機関

市が事務の執行にあたり、市民の皆さんや専門家の意見を求めるために設置する機関です。条例では、多様な意見の反映や透明性の高い運営を図ることを目的に、幅広い分野からの委員の選任、公募委員の選任、委員氏名等の公表、会議の公開等に関する規定が設けられています。

条例にもとづく取組状況（平成30年8月1日時点）は以下の①～⑦のとおりです。

### ● 附属機関数 96機関（うち11機関は休止中）

#### ①委員の年齢構成（条例第11条第1項第1号関係）

	～20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代～	合計
委員数	7名	30名	165名	281名	288名	125名	896名
割合	0.8%	3.3%	18.4%	31.4%	32.1%	14.0%	—

<参考>

西宮市男女共同参画プラン(中間改定)における女性委員割合の目標値 40%

- 全委員に占める女性委員の割合 32.4%
- 40%以上の女性委員割合を達成している機関 35機関（85機関中）

#### ②公募委員の選任（条例第11条第1項第2号関係）

	公募制を導入している	公募制を導入していない				
		理由ア	理由イ	理由ウ	理由エ	
機関数	28機関	68機関	4機関	1機関	57機関	6機関
割合	29.2%	70.8%	4.2%	1.0%	59.4%	6.2%

理由ア 法令等の規定により、その構成が特定の職、資格者に限られているもの

理由イ 特定の個人又は団体を対象に審査、審議等するもの

理由ウ 高度の専門的事項を審査、審議等するもの

理由エ その他公募によることが不相当であると認められるもの

<参考>

- 全附属機関の公募委員数の合計 40名

### 一口メモ

公募委員を募集する際は、市政ニュースや市のホームページでお知らせします。また、ホームページの「審議会（附属機関）等における委員公募予定」のページ（ページ番号：63112156）では、その年に委員公募を行う予定の附属機関名や公募時期等も公表しています。

皆様からのご応募をお待ちしています。

③委員氏名等の公表（条例第 11 条第 2 項関係）

公表している		公表していない	
機関数	割合	機関数	割合
81 機関	84.4%	15 機関	15.6%

【公表していない主な理由】

- ・公表することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められるため。
- ・選定手続きの公平性を担保するため。
- ・休会中のため。

④会議の公開（条例第 11 条第 3 項関係）

	原則公開している	公開していない			
		1号理由	2号理由	3号理由	
機関数	63 機関	33 機関	3 機関	16 機関	14 機関
割合	65.6%	34.4%	3.1%	16.7%	14.6%

1号：法令等の規定により公開しないこととされている場合

2号：会議の内容が個人情報にかかわるものである場合、その他公開しないことに合理的な理由がある場合

3号：会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる場合

⑤開催日時等の事前公表（条例第 11 条第 4 項関係）

公表している		公表していない	
機関数	割合	機関数	割合
79 機関	82.3%	17 機関	17.7%



【公表していない主な理由】

- ・会議が非公開であるため。

⑥会議録の公表（条例第 11 条第 5 項関係）

ホームページで公表（※）		所管課等への備え付けのみ		公表していない	
機関数	割合	機関数	割合	機関数	割合
50 機関	52.1%	25 機関	26.0%	21 機関	21.9%

※ 所管課等への備え付けを併せて行っている機関を含む。

一口メモ

各附属機関の概要は、市ホームページの「西宮市の審議会(附属機関)の一覧」のページ（ページ番号：96348365）でご確認いただくことができます。また、各附属機関の委員情報及び会議録は、原則として、市のホームページ又は担当課の窓口で公表しています（非公表の附属機関もあります）。

## Ⅱ 協働の取組

### 1 未来づくりパートナー事業（西宮市協働事業提案制度）の実施（条例第 15 条関係）

市内で活動している団体等からの提案にもとづき、団体等と市がそれぞれの強みや特性を生かして協働事業に取り組み、市がその費用の一部を助成する制度です。事業の実施を通じて、多様な主体による公共サービスの提供、地域における課題解決力の向上、地域課題や社会的課題の発見及び共有、協働意識の醸成を図ることを目的としています。

#### （1）提案及び実施状況

募集区分	募集件数	提案件数	一次審査 通過件数	実施件数
自由提案型	おおむね 4 件	3 件	2 件	2 件
テーマ設定型		1 件	0 件	0 件
地域力向上型	おおむね 5 件	2 件	2 件	2 件

#### （2）西宮市協働事業提案審査会の開催

【開催日】 平成 30 年 6 月 18 日（月） 13：30～16：30

【場 所】 西宮市役所本庁舎 8 階 813 会議室

【審査対象】 4 事業

- ・ 地域のがっこう（まちのがっこう）
- ・ 働くパパ・ママのネットワーク作り事業
- ・ 地域みんなで英語でおもてなし
- ・ かまどベンチ火起こし体験（キャンプ事前学習）と防災学習

【審査結果】 審査会の審査結果を踏まえ、一次審査を通過した 4 事業中 4 事業が採択されました。

<西宮市協働事業提案審査会委員>

(平成31年4月1日時点)

役職	氏名	選任区分	職業等
会長	直田 春夫	学識経験者	特定非営利活動法人 NPO政策研究所理事長
副会長	川東 美千代	市内活動団体 からの推薦	西宮コミュニティ協会理事長
委員	横田 祥子	学識経験者	上甲子園地区青少年愛護協議会会長
委員	河中 昇	市民	公募委員
委員	坂井 健作	市民	公募委員

(3) 実施事業について

1	事業名	地域のがっこう (まちのがっこう)
	提案団体	特定非営利活動法人 なごみ
	区分	自由提案型
	関係課	コミュニティ推進部 地域担当課 教育委員会 社会教育部 地域学習推進課
2	事業名	働くパパ・ママのネットワーク作り事業
	提案団体	働くママの朝活会 i n 西宮
	区分	自由提案型
	関係課	こども未来部 子育て総合センター
3	事業名	かまどベンチ火起こし体験 (キャンプ事前学習) と防災学習
	提案団体	芦原地域生活文化問題協議会
	区分	地域力向上型
4	事業名	地域のみんなで英語でおもてなし
	提案団体	北口地域団体連絡協議会
	区分	地域力向上型

※各事業の詳細につきましては、8～11ページの報告書をご覧ください。



# 地域のがっこう（まちのがっこう）

特定非営利活動法人なごみ（関係課：地域担当課・地域学習推進課）

事業費 237,589 円

助成額 172,000 円

## ●当初の課題・事業目的

地域では、多様化する課題と住民ニーズを肌で感じながらも、地域活動者の高齢化と固定化の問題から、行動・活動として取り組めない現状があります。本事業を行う最終目標は、地域活動の新たな担い手づくりと地域力の活性化ですが、まず自分たちが暮らすまちに関心を持ち、住民同士がつながるきっかけづくりを目的とし活動します。住民が多世代で学び・つながり・まちのことを考える機会をつくることで、地域に新たな活力が生まれると考えています。



理事長 坪倉 勝

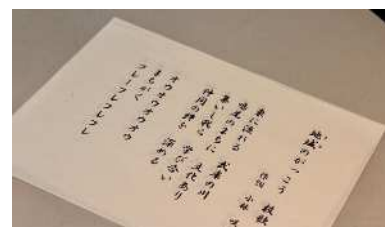
## ●事業概要

<概要>

地域活動の新たな担い手づくりと地域力の活性化に向けて、地域住民が自分たちの暮らすまちに関心を持ち、住民同士がつながるきっかけをつくることを目的に、住民が主体となり、年齢に関係なく地域のことを一緒に学ぶ「地域のがっこう」を開校する。

<内容>

住民や専門家を「先生」とし、まちの歴史や産業・現状や課題を学ぶ「授業」を、「入学」や「進級」という学校の仕組みを取り入れながら実施する。単発的に参加できる講座ではなく、通年・継続的（卒業なし）に学べる仕組みや、多世代でクラスを構成し、多世代で学び合える環境づくりを考えながら、今年度は年4回の授業を実施する（テーマ：自分たちのまちを知ろう）。



## ●事業の成果・工夫した点

- ・入学者43名。いままで地域で繋がりのなかった住民、比較的若い住民の参加があった。
- ・ワークショップやクラス内で一緒に取り組む授業を行うことで、受講者間の交流の時間を増やすことを大事にした。
- ・参加者のモチベーションも高くアンケート調査から次年度につながる意見が多く得られた。

## ●苦労した点・今後の課題

- ・「肩書きを捨てて授業に参加すること」が難しい場合がある。初めて参加する住民が入りやすい環境をつくるためにも、クラス内のコーディネート役が重要だと再確認した。
- ・2年生になったことで得られる「得」と新入生でも遅れを取らない（参加しづらくない）仕組みづくりが課題だと感じている。

## ●代表者の感想

本事業の初年度としては、計画していた以上の成果・効果が見られたと感じています。それは、住民だけで取り組むのではなく、今回「協働事業」として活動できたことが大きく影響していると感じています。目標・目的達成までにはまだまだ至っていませんが、着実に事業のレベルアップを目指します。

# 働くパパ・ママのネットワーク作り事業

働くママの朝活会 in 西宮（関係課：子育て総合センター）

事業費 12,708 円

助成額 10,000 円

## ●当初の課題・事業目的

【課題】女性の社会進出が進み、共働き家庭数が上昇している。子育てをしながら働くには、保育園探し、病児の預け先確保、3歳の壁、小1の壁、父母会やPTAへの参加等、様々な課題が多い。子育てしながら働くパパ・ママは毎日忙しく、他の人とつながる機会が少ない。働くパパ・ママ向けのネットワークはほとんどない現状である。

【目的】①働くパパ・ママのネットワーク（つながり）を作る。

②働くパパ・ママの悩みや困っていることをざっくばらんに話せる場を設ける。

③働くパパ・ママの生の意見を市に届ける。



会長 佐原由紀子

## ●事業概要

子育てをしながら働くパパ・ママのネットワーク（つながり）を西宮市内全域に作るため、「働くパパ・ママ座談会」を開催しました。（参加者 累計：37名、内訳：パパ7名、ママ30名）

- ・9/15（土）座談会①「保活（保育園探し）について話そう」夙川西市民館 開催（参加者：大人5名、総勢10名）
  - ・10/6（土）座談会②「ワンオペ育児のコツ」瓦木公民館 開催（参加者：大人2名、総勢8名）
  - ・10/14（日）座談会③「こんな子育て支援あったらいいな♪」塩瀬公民館 中止（0名）
  - ・10/21（日）座談会④「パパと一緒に育児をする工夫」子育て総合センター 開催（参加者：大人12名、総勢26名）
  - ・1/20（日）座談会⑤「育休・仕事復帰にむけて」鳴尾中央センター 開催（参加者：大人5名、総勢14名）
  - ・2/10（日）座談会⑥「小1の壁どう乗り切る？」子育て総合センター 開催（参加者：大人17名、総勢37名）
- アンケートの満足度調査結果では、77%が「大変満足」、23%が「満足」と、皆様に大変喜んで頂きました。



## ●事業の成果・工夫した点

今回はあえて講師は呼ばず、地域の働く先輩ママに経験談をシェアしてもらって座談会形式での開催としました。より地域に根差したリアルな経験談を直接聞いてもらうことで、参加者さんからも積極的に質疑応答が生まれ、ざっくばらんに話せる場となり、非常に喜んでもらえました。パパも積極的に参加下さったり、座談会にリピート参加して下さったり、座談会をきっかけに朝活に参加下さったりと、新たなつながりも生まれています。この報告書（アンケート結果）を通じ、生の意見を市に届けることもできました。

## ●苦労した点・今後の課題

西宮市北部の広報に苦労しました。北部の状況把握もあまりできていない状態（共働き世帯が少ない可能性もあり）だったため、今後は地域ごとの特性もしっかりと調査し、ニーズを確認した上で企画を考えるべきだったと反省し、今後の課題にしたいと思います。また、より関心のあるテーマ設定、さらに地域毎のつながりを作るにはどうしたら良いか等について、検討していきたいと思います。

## ●代表者の感想

働くママ自身が企画・運営を行うことで、保活・父親の育児参加・育休復帰・小1の壁などの社会課題に対して、当事者としての悩みや課題をみんなで共有しながら、行政の手が届きにくいソフト面でのサポートをすることが出来たかと思っています。働きながら子育てする上で不安や悩みは沢山出てきますが、座談会を通じて人や地域のつながりを感じ、「自分だけじゃない」「こんなふうの問題解決に向けて対策したママやパパもいるのか！私もがんばろう！」という勇気づけになるきっかけ作りが出来たと思います。今後も、「子育てしながら働くなら西宮市！」と思ってもらえるようなまちづくりに、微力ながら貢献していきたいと考えております。

# かまどベンチ火起こし体験(キャンプ事前学習)と防災学習

芦原地域生活文化問題協議会

事業費 125,288 円

助成額 100,000 円

## ●当初の課題・事業目的

地域内には大規模住宅が多く建設され、新たに住民となった方々が多く、子育て世代においては、地域内は3小学校区に分かれており、近隣でありながらコミュニケーションや情報が分散する傾向にある。「同じ地域に暮らす者同士」として交流していく機会を増やすことが課題であると考えられる。市立体育館分館グラウンドのリニューアルに伴い新たに設置された非常用設備を活用し、救援活動拠点となる地域内の施設を地域の住民に広く知ってもらい、体験を通して各家庭で「災害への備え」について話し合う機会を提供する。



会長 山下 秀春

## ●事業概要

<実施日および実施場所> 2018年7月21日(土) 中央体育館分館グラウンド・総合教育センター西館

<参加者数> 129名

<事業内容>

- ① 非常用設備として設置された「かまどベンチ」を利用して火起こし体験
- ② 非常時の備えについて学ぶ体験(講師:防災啓発課 岡田)  
グラウンドリニューアルに伴い設置された非常用設備の紹介(講師:施設再配置課 松浦)
- ③ 非常食の試食(カレーライス)
- ④ 消火体験 水消火器や水を入れたビニール袋を使用(指導:西宮市消防団安井分団)
- ⑤ 水遊び体験 水鉄砲によるゲーム・シャボン玉遊び



## ●事業の成果・工夫した点

<事業の成果>

- アンケートによると「非常用設備が設置されたことを知らなかった」、「非常時の備えについて家庭で話し合いたい」という回答が多かった。事業の目的を一応達成したと考える。

<工夫したこと>

- できるだけ多くの方々に参加してもらえよう広報活動に注力。他の地域団体等の協力を得て近隣の集合住宅へポスティングを実施。
- 事業当日の内容について  
複数の内容を盛り込むため、参加者が退屈しないようスケジュール設定を行った。

## ●苦勞した点・今後の課題

<苦勞した点>

- 地域内の自主防災会との連携がとれず、協力を得られなかった。
- 助成認定→開催日までの期間が短く、開催日直近の広報活動となった。また、事前準備作業も急ピッチで行うこととなった。
- 今年は酷暑となり、熱中症による事故が報道される中での実施のため、応急処置が可能なよう対応を検討し準備した。

<今後の課題>

- 準備期間や季節柄を考え、実施時期を検討する必要がある。

## ●参加者のコメント

- とても楽しくて参考になった。参加してよかった。いろいろ勉強になった。(参加者)
- 小学校や中学校でもこのようなイベントを授業の一環として取り入れてほしいと思った。(参加者)
- これから家族で防災について考えてみたいと思います。(参加者)
- もう少し涼しい時期にやってほしい。暑かった。(参加者・スタッフ)
- 当日、準備のために電源を取るイベント盤の鍵が(鍵が多数あり)開けられなかった。実際の非常時でも同じことが起こると考えると、設備を定期的に使ってみることは大切だと思った。(スタッフ)

### ●当初の課題・事業目的

日本国内では英語を話す機会が少ないこともあり、外国人に話しかけられたとき、答えてあげる日本人は多くありません。今後は勇気を出して英語で話すことが大切です。

間違ってもいいから、とにかく英語で話すこと、そして、西宮市の良いところを英語でアピールすることにより、外国人との交流もスムーズになり、グローバルな感覚を養うことができます。



会長 嶋津 園子

### ●事業概要

<講座実施回数> 14日（2日目からは午前・午後の2部制）、27回（警報発令により一部中止）

<延べ参加者数> 大人クラス：578名 子どもクラス：30名（1回あたり約30名）

<参加者の年代> 大人クラス：20～70代（60～70代が中心） 子どもクラス：小学生以下

<講師> 大人クラス…林 小牧先生（アメリカへの留学経験あり）

子どもクラス…小川 照子先生（子ども向けの英語教室の講師の経験あり）

<講座の内容> 発音を中心とした英会話レッスン

（英語の歌による導入、発音練習、参加者同士で会話の練習）

最終回には、地域にお住まいの外国人をお招きし、英語で会話を行った



### ●事業の成果・工夫した点

・特に、発音に力を入れて講座を行いました。2グループに分けての会話のレッスンが良かったのか、最初は恥ずかしがっていた人も、段々、大きい声で話せるようになりました。駅などで、外国人に勇気を出して話せるようになった人も何名かいらっしゃり、嬉しく感じました。

### ●苦労した点・今後の課題

初心者を対象とした講座でしたが、色々なレベルの参加者がいて、どこに照準を合わせたら良いのか困りました。毎回、テキスト作成に悩まされました。しかし、レベルが多少違って、こちらでいいと思ったことを実行していけばいいのだ、と思いました。この講座が、英語を好きになるきっかけになると良いと思います。

### ●代表者の感想

皆さん口をそろえて、「楽しかった」「よかった」といった感想や、感謝の言葉を述べてくださいます。中学の時から英語を習ってきたが、こんなに発音を丁寧に教えてもらったのは、初めてでとってもうれしいです、とおっしゃる方も数名います。講座での提案をしてくれる方もいたので、今後の参考にしたいと思います。

## 2 市の機関による協働の取組状況 (条例第14条関係)

市は、自治会等の地域活動団体、NPO等団体、ボランティア団体、大学、企業など、様々な主体との協働事業に取り組んでいます。また、協働には、委託、補助、共催、実行委員会等の形態があり、事業の内容や目的に応じて適切な形態を選択する必要があります。

● 平成30年度中の協働事業実施件数 **135事業**

### <団体別内訳>

地域団体	NPO等 団体	非営利 団体	協議会 ・連絡会	実行 委員会	学校	企業	その他 団体等
41	27	12	24	10	6	3	45

※1事業で複数団体と協働している場合は、それぞれでカウントしています。

### <協働の形態別内訳>

委託	補助・助成等	共催	実行委員会	その他
49	21	43	6	26

※複数の形態に分類される場合については、それぞれの形態でカウントしています。

### <市部局別内訳>

防災	政策	市民	産業 文化	健康 福祉	こども	環境	都市	土木	教育	その他
2	1	26	11	26	2	5	7	9	44	2

### ●協働の取組例



介護予防事業  
「西宮いきいき体操」



文化財調査ボランティア  
「西宮歴史調査団」



NPO等公益活動  
市民団体啓発事業

### Ⅲ 参画と協働の啓発の取組

(条例第5条関係)

#### 1 講演会の開催

- 【開催日】 平成31年2月2日(土) 13:30~15:30
- 【会場】 西宮市立勤労会館ホール
- 【テーマ】 「“つながる”地域をめざして～みんなで描く『まちの未来』～」
- 【講師】 株式会社 studio-L 代表 山崎 亮 氏
- 【内容】 コミュニティデザイナーとして全国各地で住民主体の地域活性化の支援に取り組んでこられた経験をもとに、人のつながりを生かしたまちづくりや課題解決のヒントが盛り込まれた事例の紹介があったほか、地域コミュニティの歴史的経緯やコミュニティ組織に期待される今後の役割についてお話がありました。
- 【参加者】 260人
- 【その他】 西宮市コミュニティ協会と市が共催するコミュニティ推進大会で実施



#### 2 参画協働研修の開催

- 【開催日】 平成31年3月1日(金) 14:00~16:35
- 【会場】 西宮市役所本庁舎8階 813会議室
- 【テーマ】 「市役所にとっての市民とは?～市民とのつきあい方で変わるまちづくり～」
- 【講師】 京都市まちづくりアドバイザー 谷 亮治 氏
- 【内容】 まちづくりにおける参画と協働の必要性や歴史的な背景、市民の力を引き出すためのコツ(パズル型→ポーカー型など)等に関する講義がありました。その後、9つのグループに分かれて講義内容を踏まえた意見交換が行われました。
- 【参加者】 市職員 36人



### 3 新入職員研修

- 【実施日】 平成30年4月9日（月）11:00～12:00
- 【会場】 西宮市役所東館8階大ホール
- 【内容】 新入職員の参画・協働の意識や理解を高めることを目的に、西宮市参画と協働の推進に関する条例の趣旨や、条例にもとづく取組に関する講義を実施。
- 【講師】 市民協働推進課職員
- 【参加者】 58人（平成30年度新入職員）



## IV その他の取組

### 1 西宮市参画と協働の推進に関する条例評価委員会（条例第 18 条関係）

市の参画と協働の取組について、市以外の観点から検証するために設置された附属機関です。同委員会において、平成 29 年度の参画と協働の取組に関する評価等が下表のとおり行われ、評価の結果及び参画と協働の見直しに関する意見をまとめた報告書が、同委員会から市に提出されました。報告書の内容は、市の今後の参画と協働の効果的な取組や見直しに生かしていきます。

#### (1) 開催結果

第 1 回	開催日時	平成 30 年 5 月 29 日（火）16：30～18：30
	場 所	西宮市役所東館 8 階 803 会議室
	主な 審議内容	<p>① 評価方法の見直しについて 西宮市参画と協働の推進に関する条例評価委員会における評価方法の見直し案に対する意見が各委員から寄せられました。</p> <p>② 平成 29 年度西宮市参画と協働のまちづくり取組状況報告書について 各委員から、前年度の取組に対する感想や、報告書の記載内容に対する意見が寄せられました。</p>
第 2 回	開催日時	平成 30 年 8 月 22 日（水）16：30～18：50
	場 所	西宮市役所東館 8 階 802 会議室
	主な 審議内容	<p>① 評価方法の見直しについて 西宮市参画と協働の推進に関する条例評価委員会における評価方法の見直し案に対する意見が各委員から寄せられました。</p> <p>② 未来づくりパートナー事業の見直しについて 各委員から、未来づくりパートナー事業の見直し案に対する意見が寄せられました。</p>



第 3 回	開催日時	平成 30 年 10 月 16 日（火） 17：30～19：30
	場 所	西宮市役所東館 7 階 701 会議室
	主な 審議内容	<p>① 平成 29 年度の参画の取組の検証について 平成 29 年度に意見提出手続を実施した案件のうち、評価委員会にて抽出された以下の 3 案件の評価が行われました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・西宮市子ども・子育て支援プラン（素案）</li> <li>・西宮市障害福祉推進計画（素案）</li> <li>・西宮市津波避難行動指針（素案）</li> </ul> <p>② 平成 29 年度の協働の取組の検証について 平成 29 年度に実施された未来づくりパートナー事業（以下の 2 事業）の評価が行われました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史建築観光サポーター育成事業 ～市北部地域の歴史的建造物探訪～</li> <li>・ゆるやかつながりサポーター（ゆるサポ）のしおりで 地域共生の種まき</li> </ul>

※ 評価委員会の議事録及び「参画と協働の取組状況評価報告書」は、市のホームページ（トップページ > 市政情報 > 参画と協働・市民活動 > 西宮市参画と協働の推進に関する条例評価委員会）で公表しています。

<西宮市参画と協働の推進に関する条例評価委員会>

（平成 30 年 8 月 1 日時点）

役職	氏 名	選任区分	職業等
会長	中川 幾郎	学識経験者	帝塚山大学名誉教授
副会長	川東 美千代	市内活動団体からの推薦	西宮コミュニティ協会理事長
委員	横田 祥子	学識経験者	上甲子園地区青少年愛護協議会会長
委員	梶 泰享	市内活動団体からの推薦	西宮市社会福祉協議会副理事長
委員	東 朋子	市内活動団体からの推薦	西宮市NPOと行政との協働会議 NPO部会長
委員	中田 一郎	市民	公募委員
委員	矢野 正	市民	公募委員

## 2 まちづくり支援自販機

市内企業や大学のご協力により、市内4ヶ所に4台の「まちづくり支援自販機」が設置されています。市民の皆さんが「まちづくり支援自販機」を利用することで得られた飲料売上の一部は、市内企業等から市に寄附され、参画と協働のまちづくりを推進する事業に活用されています。

●平成30年度寄附金収入 373,346円

No.	名 称	設置場所	設置年月
1	学校法人甲南学園	甲南大学西宮キャンパス内	平成21年4月
2	大阪ガス株式会社	大阪ガス(株)今津事務所内	平成21年6月
3	阪神電気鉄道株式会社	阪神甲子園球場内	平成22年3月
4	有限会社スリーアップフーズ	里中町2丁目の敷地内	平成28年11月

### <設置協力のお願ひ>

市は、まちづくり支援自販機の設置にご協力いただける企業や学校を募集しています。自動販売機が設置可能な空きスペースがあるなど、設置にご協力いただける場合は、西宮市市民協働推進課（Tel. 0798-35-3764）までご連絡ください。



## 西宮市参画と協働の推進に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、市民等の参画と協働に関し基本的な事項を定めることにより、市民等が持つ豊かな知識及び経験をまちづくりに生かし、市民等と市がよりよい本市の姿を共に考え、その実現に向けて共に行動する地域社会の形成に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者をいう。
- (2) 市民等 市民、市内の事務所又は事業所に勤務する者、市内の学校に在学する者及び市内で活動し、又は事業を営むものをいう。
- (3) 市の機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び消防長をいう。
- (4) 参画 市民等が市の政策等の立案、実施及び評価に自主的に参加することをいう。
- (5) 協働 まちづくりを推進するために、市民等と市がそれぞれ果たすべき役割を自覚し、対等な立場で、信頼関係を構築しつつ相互に補完しながら共に行動することをいう。

### (基本原則)

第3条 本市における参画と協働は、次項から第4項までの基本原則に基づいて行うものとする。

- 2 市民は、平等に市政に参画することができる。
- 3 市民等と市は、互いの立場や特性を理解するとともに、それぞれが役割分担をしながら協働してまちづくりを行うものとする。
- 4 市民等と市は、参画と協働を推進するに当たって、それぞれが有する情報を共有するものとする。

### (市民等の役割)

第4条 市民等は、参画と協働によるまちづくりに自主的にかかわるよう努めるものとする。

- 2 市民等は、参画と協働に当たっては、市全体の利益を考慮し、自らの意見と行動に責任を持つよう努めるものとする。

### (市の機関の役割)

第5条 市の機関は、市民等の多様な意見及び情報を考慮して市政を運営するために、市民等の参画と協働の機会を確保するよう努めるものとする。

- 2 市の機関は、参画と協働によるまちづくりのための基盤の整備及び積極的な情報提供等必要な施策を実施するものとする。

### (意見提出手続)

第6条 市の機関は、次の各号に掲げる事項についての案を作成しようとするときは、素案及びこれに関連する資料をあらかじめ公表し、規則で定めるところにより、広く市民等に意見の提出を求める手続(以下「意見提出手続」という。)を行うものとする。ただし、法令等により同様の手続が定められている場合は、この限りでない。

- (1) 市の憲章、宣言等の策定及び変更
- (2) 市政の基本的な計画等の策定及び変更

- (3) 市政の基本的な方針を定める条例の制定及び改廃
- (4) 義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定及び改廃

- (5) 市が実施する大規模な施設の設置その他の公共事業に係る計画等の策定及び変更で、規則で定めるもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、作成しようとする案(同項第6号に掲げる事項についての案を除く。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の規定は、適用しない。

- (1) 軽微なものであるとき。
  - (2) 緊急に作成しなければならないものであるとき。
  - (3) 法令等の規定による基準に従って作成するものであるとき。
  - (4) 市の機関の内部の事務処理等に関するものであるとき。
  - (5) 市税、使用料、手数料その他の金銭の徴収に関するもの又は補助金その他の金銭の給付に関するものであるとき。
- 3 意見の提出のための期間は、公表の日から30日以上とする。ただし、やむを得ない理由があるときは、期間を短縮することができる。
- 4 前項ただし書の規定により期間を短縮しようとするときは、あらかじめその理由を公表しなければならない。
- 5 市の機関は、提出された意見及びその意見に対する市の考え方を公表するものとする。
- 6 市の機関は、提出された意見を考慮し、案を作成するものとする。

### (説明会等)

第7条 市の機関は、前条第1項各号に掲げる事項についての案を作成しようとするときは、説明会、意見交換会等(以下「説明会等」という。)を設けるよう努めるものとする。

- 2 市の機関は、前項の規定により説明会等を設けたときは、その結果を公表するものとする。

### (政策提案手続)

第8条 市民は、第6条第1項第1号から第3号までに掲げる事項(以下「対象事項」という。)について、市民10人以上の連署をもって、その代表者(以下「提案代表者」という。)から市の機関に対して、案を添えて政策の立案、実施等を提案することができる。ただし、提案される案の全部又は一部が同条第2項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 2 市の機関は、前項の規定による提案(以下この条において「提案」という。)を受けたときは、当該提案が対象事項に該当するか否かの決定を行い、提案代表者に通知するものとする。

3 提案が対象事項に該当する場合において、提案代表者からの求めがあるときは、市の機関は、提案者と意見を交換する場を設けることができる。この場合において、意見交換は、西宮市附属機関条例(平成25年西宮市条例第3号)別表に規定する西宮市参画と協働の推進に関する条例評価委員会(以下「委員会」という。)の立会いの下で行わなければならない。[1]

- 4 市の機関は、提案に係る政策の立案、実施等を行うか否かの決定を行い、提案代表者に通知するものとする。

- 5 市の機関は、第2項又は前項の決定を行ったときは、その旨を公表するものとする。
- 6 提案代表者は、第2項又は第4項の決定に不服があるときは、市の機関に対して再議を申し立てることができる。

(政策公募手続)

- 第9条 市の機関は、政策の立案、実施等について、市民等に提案を募集すること(以下「政策公募手続」という。)ができる。
- 2 市の機関は、前項の規定に基づき提案を募集したときは、その提案の内容及び市の機関の検討の結果を公表するものとする。

(実施方法等)

- 第10条 市の機関は、意見提出手続、説明会等及び政策公募手続を実施するに当たっては、次の各号に掲げる基準により行うものとする。
- (1) 市民等からより多くの意見及び提案が得られるよう、あらかじめ対象となる事項、実施する手法、日時等を公表すること。
- (2) 市民等からの意見及び提案を十分に検討できるよう、その実施時期及び実施方法に留意すること。
- 2 市の機関は、第6条から前条までの規定による手続等により得られた市民等の意見及び提案を考慮して、案の作成及び政策の立案、実施等を行うよう努めるものとする。

(附属機関等)

- 第11条 市の機関は、附属機関その他意見を求める機関(以下「附属機関等」という。)の委員を選任するときは、次の基準に従うよう努めるものとする。
- (1) 幅広い分野の中から適切な人材を選任すること。
- (2) 公募により選任する委員(以下「公募委員」という。)を含めること。ただし、法令等の規定により委員の構成が定められている場合その他公募委員を選任しないことに合理的な理由がある場合は、この限りでない。
- 2 市の機関は、附属機関等の委員を選任したときは、その氏名、年齢、職業、任期等を公表するものとする。ただし、公表しないことに合理的な理由があるときは、この限りでない。
- 3 附属機関等の会議(以下「会議」という。)は、公開するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。
- (1) 法令等の規定により公開しないこととされている場合
- (2) 会議の内容が個人情報にかかわるものである場合その他公開しないことに合理的な理由がある場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる場合
- 4 市の機関は、会議を開催する場合は、あらかじめ開催日時、場所等を公表するものとする。ただし、緊急を要する場合その他公表しないことにやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。
- 5 市の機関は、会議を開催したときは、会議録を作成し、公表するものとする。ただし、会議録に西宮市情報公開条例(昭和61年西宮市条例第22号)第6条各号に規定する非公開情報が記録されている場合は、この限りでない。

(その他の措置)

- 第12条 第6条から前条までの規定に定めるもののほか、市の機関は、案の作成又は政策の立案、実施等に際して、広く市民等の意見及び提案を得るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(住民投票)

- 第13条 市長は、市政に関し、市民の意思を直接問う必要があると認めるときは、住民投票を実施することができる。
- 2 住民投票を実施しようとするときは、その案件ごとに次の各号に掲げる事項を別に条例で定めるものとする。
- (1) 住民投票に付すべき事項
- (2) 住民投票の期日、資格者、方法及び成立要件
- (3) 住民投票の結果の取扱い

(協働の推進)

- 第14条 市の機関は、協働を推進するため、適切かつ効果的であると認めるものを実施するよう努めるものとする。
- 2 市の機関は、協働が円滑に進むよう必要な措置を講ずるものとする。

(協働事業提案手続)

- 第15条 市民等は、市の機関に対して、規則で定めるところにより、協働して取り組む事業を提案することができる。
- 2 市の機関は、前項の規定による提案を受けたときは、提案者と協議の上、提案された事業について協働して取り組むか否かの決定を行い、提案者に通知するものとする。
- 3 市の機関は、前項の決定を行ったときは、その旨を公表するものとする。

(コミュニティ活動の推進)

- 第16条 市民等は、快適な暮らしの実現のため、自主的にコミュニティ活動にかかわるとともに、地域が抱える課題を共有し、解決に向けて互いに協力するよう努めるものとする。
- 2 市の機関は、コミュニティ活動を尊重するとともに、地域が抱える課題の解決のために適切な支援に努めるものとする。

(市長が講ずべき措置)

- 第17条 市長は、参画と協働を推進するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
- (1) 参画と協働の取組の予定を取りまとめ、及び公表すること。
- (2) 毎年度の参画と協働の取組状況を取りまとめ、及び公表すること。

(検証)

- 第18条 市長は、参画と協働の取組状況については、委員会の意見を聴いて、検証するものとする。

(委任)

- 第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 問合せ先

---

西宮市 市民局 コミュニティ推進部 市民協働推進課  
〒662-8567 西宮市六湛寺町 10 番 3 号 西宮市役所本庁舎 7 階  
電 話 : 0798(35)3764  
E-mail : [vo\\_chiiki@nishi.or.jp](mailto:vo_chiiki@nishi.or.jp)

(令和元年 8 月作成)